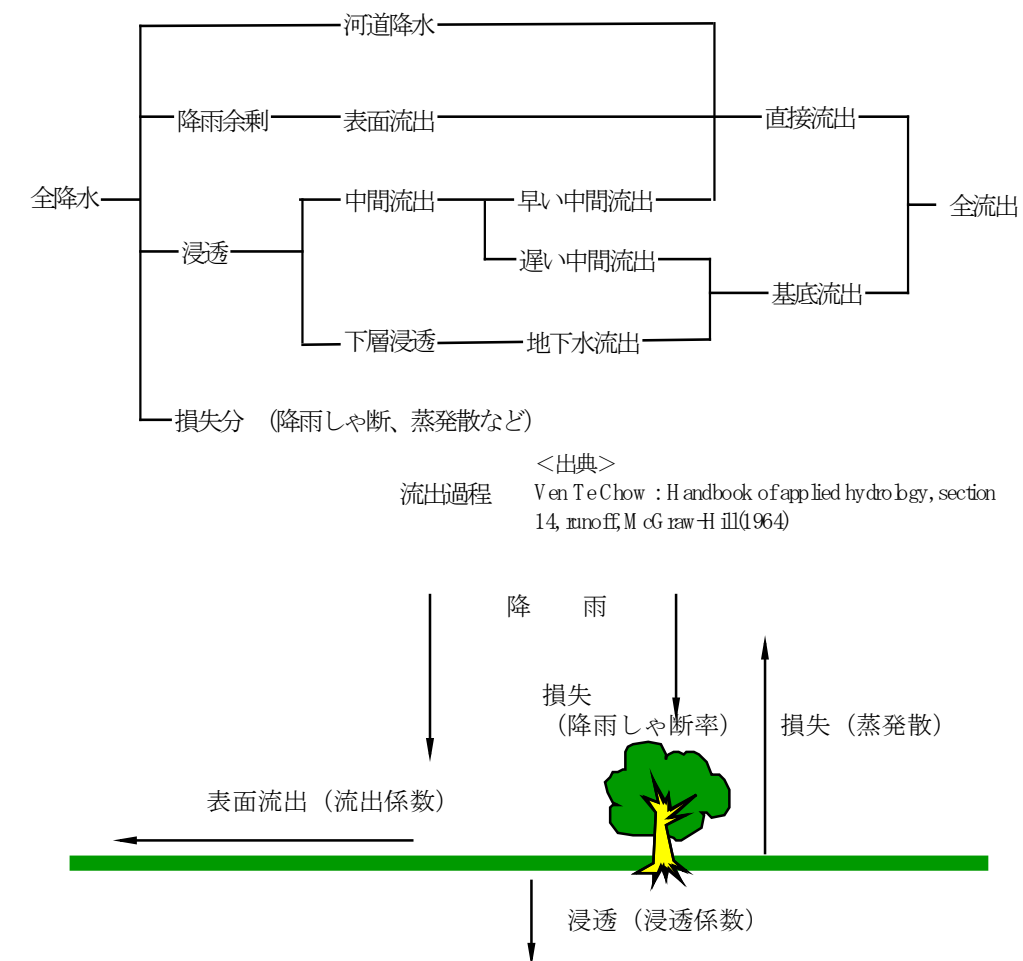


### 覆土に係る法規制

		①廃掃法施行令* <sup>1</sup>	②基準省令* <sup>2</sup>	③設計要領* <sup>3</sup>
		第3条3項ハ,ニ	第1条2項一~四,十七	P22,23
目的		・鼠族昆虫類発生防止	・飛散流出防止 ・悪臭飛散防止 ・火災防止 ・鼠族昆虫類発生防止	基準省令に加え ・浸出水水量制御 ・埋立終了区画の閉鎖 ・廃棄物の搬入、敷均し・転圧作業等の管理対策
厚さ	即日覆土	廃棄物一層の厚さは概ね 3m以下、その表面を概ね 0.5m* <sup>6</sup>	—	・0.3~0.5 m (不燃物主体) ・0.15~0.20 m (破碎廃棄物及び焼却残渣主体) ※埋立一層 3.0 m 以下
	中間覆土	—	—	0.5 m 程度
	最終覆土	—	概ね 0.5 m 以上	・0.5 m 以上 (芝・低木の植樹を行う場合) ・1.0 m 以上 (中・高木の植樹を行う場合)
土質	即日覆土	土砂	—	透水性、通気性の良い砂質土
	中間覆土	—	—	難透水性の土質 (道路地盤として利用する場合は礫系の土質)
	最終覆土	—	土砂による覆い その他これに類する覆い	透水性が小さく、植生に適した土質

\* 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 45・12・25 法百三十七)  
 \* 2 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (昭和 52・3・14 総・厚令一)  
 \* 3 廃棄物最終処分場整備の計画・設計要領 (株)全国都市清掃会議 (平成 13 年 11 月 28 日)

### 水の流れ



### 埋立物の安定化

- 浸出水原水の放流基準、地中温度の廃止基準を満足する程度までは安定化している。
- 浸出水原水は廃止基準を一部項目で満たしておらず(17 項目のうち、水素イオン濃度、浮遊物質、鉛、銅、亜鉛)
- 埋立地内部の発生ガスも環境基準を一部満たしていない項目がある(8 項目のうち、水銀、ベンゼン)。
- データのばらつき(季節変動等)が見られ、経年的な安定化の進行は不明確。

### 計画のための条件

- 覆土の厚さや構造に関して、「概ね 0.5m以上」との目安はあるが、設計基準上は明確な規定はない。
- 雨水の流れ等を考慮し、どのようにコントロールするか考える必要がある。
- 処分場の安定化などにも配慮した構造にする必要がある。

#### 【対処方法】

- ① 覆土の厚さは、最低1m以上
- ② 覆土の最終高さは、当初計画(設置届等)の範囲内(構造的安全性への配慮)
- ③ 埋立地内部に過度の荷重を増加させないで、排水を積極的に実施できるように外周水路のほか、場内の排水ルートも確保
- ④ 埋め立てた廃棄物の安定化を阻害しないように、既存のガス抜き設備は維持